

# 業務指示書

## パキスタン国産業セクターにおけるエネルギー管理プロジェクト

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年12月24日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 山上 啓介 Yamagami.Keisuke@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年1月5日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( ) に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

(○) 認めます。

( ) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

**【業務主任（総括）について】**

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

**【その他の業務従事者について】**

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：海外におけるエネルギー管理に係る各種業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／電気工学）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：電気工学に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：パキスタン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 熱学／冶金学】

- 1) 類似業務の経験：熱学／冶金学に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：パキスタン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年1月9日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- (各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)
- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
 シンド州における活動に係る安全対策経費  
 選定されたESCOに対する支払い経費 (日当・交通費・宿泊費等)
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険 (戦争危険担保特約) あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。  
 航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。  
 なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。  
 航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
 (PKR1 = 1.173 円 , US\$1 = 117.58 円 , EUR1 = 146.87 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

- (各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)
- ( ) プレゼンテーションは実施しません。
- (○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、  
 (○) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- ( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
 なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- (1) 実施時期： 1月16日(金) ~  
 (各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
条件等は、以下のとおりです。

- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
- b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/電気工学  
熟学/冶金学

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

31.45 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年1月26日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

### (3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

### (4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

## 7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

### (2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

### (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

### (4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

## 8 本体事業からの排除

以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

## 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上



プロポーザル評価表  
パキスタン国産業セクターにおけるエネルギー管理プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>(本案件では副業務主任者の配置(業務管理グループ)を認めません。)</small>	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/電気工学	(27.00)	( 0.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	0.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	0.00
ウ) 語学力	5.00	0.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	0.00
オ) その他学位、資格等	4.00	0.00
②副業務主任者	( - )	(0.00)
カ) 類似業務の経験	-	0.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	0.00
ク) 語学力	-	0.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	0.00
コ) その他学位、資格等	-	0.00
③体制、プレゼンテーション	( 7.00)	( 7.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7.00	7.00
シ) 業務管理体制 (今回は評価の対象としません)	-	0.00
(2) 業務従事者の経験・能力: 熱学/冶金学	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力:	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力:	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力:	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00]	

## 【第2 業務の目的・内容に関する事項】

### 1. プロジェクトの背景

パキスタンの中小企業にとって喫緊かつ最大の課題はエネルギー問題である。電力供給は需要の約4分の3である。需給間の深刻なギャップに加え、非効率的利用、そして電力料金の年間10～15%の割合の上昇により、多くの企業が国際競争力を失っている。国産工業製品のコストに占めるエネルギー経費の割合は20～50%と見積もられている。一方、中小企業の省エネルギーに対する意識は低く、省エネルギーの取り組みを指導する専門家が不足しており、民間企業におけるエネルギーコスト意識の普及が遅れている。

2006年11月パキスタン環境省により制定された National Energy Conservation Policy には、(a) 全セクターに亘る省エネルギーとエネルギー管理の推進、(b) 省エネルギー市場の開拓と関連製品・サービスの商業化、(c) 国内エネルギー源の利用促進と輸入燃料への依存低減、(d) 合理化、技術革新、無駄の削減によるエネルギー消費の削減、が謳われているものの、担当機関や達成方法の規定がなく、実効性に欠けている。

パキスタン中小企業開発庁 (Small and Medium Enterprises Development Authority、以下「SMEDA」という) はドイツ国際協力公社 (以下「GIZ」という) の協力のもと、全パキスタン紡績協会と連携し、2006年から5年間にわたって繊維関連企業25社に対し、省エネルギープログラムを実施した。同プログラムでは、対象工場のデータ測定・解析を行い、データ解析ソフトの提供とともに改善提案を行う活動が実施され、その結果、10～30%程度のエネルギー消費の削減が可能であることが実証された。

一方、JICAは2010～2011年、専門家をSMEDAに派遣し、省エネルギー診断手法の具体的な紹介及び大学等での省エネルギー診断の手法及び実績紹介のセミナーを行った。その結果、我が国の省エネルギー手法が中小企業のエネルギー使用効率改善のために有効であることがパキスタン側に評価されるとともに、省エネルギー診断コンサルタント活用の重要性が認識された。

上記GIZ及びJICAの活動を受け、SMEDAでは省エネルギー診断およびこれを踏まえた工場管理プログラムの導入が中小企業振興の手法として有効であることを認識し、これを普及させることを目的として、2010年に本プロジェクト実施要請が我が国に対し提出された。

これを受けJICAは、要請の妥当性および協力方針を確認するために2013年12月に詳細計画策定調査を実施した。同調査の結果、エネルギー大口需要産業であり、エネルギー消費の80～90%が溶解・鋳造の2工程に集中している鋳造業の省エネルギーにより、同産業のエネルギー消費量の最大36%削減が可能とされていることから、鋳造業をプロジェクトの協力対象業種の一つとして選択した。また、同様にエネルギー消費の大きい産業として、SMEDAより自動車部品製造業に対する支援要望があり、現地調査及び業界団体からのヒアリングの結果、とりわけ熱間鍛造工程の省エネルギーによって同様の効果が推定されることが判明したため、これら2業種(鋳造業、自動車部品製造業)を対象とする形でプロジェクトの枠組みが決定された。

また、パキスタンにおいては省エネルギーサービス事業者 (Energy Service Company、以下「ESCO」という) が、企業に対する省エネルギー診断及びコンサルティング業務を実施しているが、パキスタンにおけるESCOの歴史は浅く、その法人数も限られ、法人規模も小さいことから、本プロジェクトの実施を通じ、ESCOの育成と能力強化

が図られることも期待されている。

## 2.プロジェクトの概要

### (1) プロジェクト名

パキスタン産業セクターにおけるエネルギー管理プロジェクト

### (2) 上位目標

- 1) パキスタンの鑄造業及び自動車部品製造業において、エネルギーコストが減少する。
- 2) エネルギー効率管理モデルが産業界に波及する。

### (3) プロジェクト目標

製造企業が実施可能な持続的なエネルギー効率管理モデルが構築される。

### (4) 期待される成果

- 1) エネルギー効率管理チーム(注1)によりベースラインデータが収集される。
- 2) エネルギー効率管理チームによりベースラインデータが分析・診断され改善策が提示される。
- 3) エネルギー効率管理チームを通じエネルギー効率管理手法の考え方が普及される。

### (5) 活動の概要

#### 【成果1に関する活動】

- 1-1 SMEDA の産業支援及び環境・事業持続性室 (Industry Support and Environment & Business Sustainability Cell, IS&EBSC) にエネルギー効率管理チームを立ち上げる。
- 1-2 モデル企業へのエネルギー効率管理指導のためのアクションプラン案が策定される。
- 1-3 モデル企業の評価・選定を行う。
- 1-4 ベースラインデータの収集を行う。

#### 【成果2に関する活動】

- 2-1 ベースラインデータの分析結果に基づき、改善策を対象企業に提示する。
- 2-2 第2次、第3次データ収集と分析を行う。
- 2-3 第3次データの分析結果に基づき、改善の結果を取りまとめる。

#### 【成果3に関する活動】

- 3-1 優良事例をプレゼンテーション用資料に取りまとめる。
- 3-2 SMEDA のホームページ上で成果を公表する。
- 3-3 エネルギー効率管理手法について普及セミナーを開催する(注2)

### (6) 対象地域

ラホール市及びカラチ市(周辺地域を含む)

### (7) 関係官庁・機関

- 1) 実施機関

中小企業開発庁 (SMEDA)

2) 協力機関

パキスタン鑄造協会 (PFA; Pakistan Foundry Association)

パキスタン自動車部品工業会 (PAAPAM; Pakistan Association of Automotive Parts and Accessories Manufacturers)

3) 主な裨益対象者

鑄造業及び自動車部品製造業を業種とする民間企業  
省エネルギー支援サービス事業者 (ESCO)

(注1) SMEDA の産業支援及び環境・事業持続性室 (IS&EBSC) に設置し、SMEDA 職員、JICA 専門家及び選定した ESCO (4 社程度) のメンバーより構成される。

(注2) PFA 及び PAPAM 会員企業を対象として、カラチ及びラホールにて各 1 回の開催を予定している。詳細は 6. (10) を参照のこと。

3. 業務の目的

「パキスタン産業セクターにおけるエネルギー管理プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る R/D に基づき業務 (活動) を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、当機構が 2014 年 7 月 16 日にパキスタン政府と締結した R/D (Record of Discussions) に基づいて実施される枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜機構に提言を行うことが求められる。機構は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置 (先方 C/P との合意文書の変更、打合簿の取り交わし、契約の変更等) を取ることにする。

(2) 効率的な案件実施

これまでエネルギー管理分野において、SMEDA は GIZ からの支援を得ながら、主に繊維セクターにおいて同様の活動を実施してきている。また、次期フェーズでは繊維セクター、鑄造セクター、食品製造セクターにおいて、主にラホール市とその周辺地域を中心に支援を継続する予定である。また、パキスタン生産性機構 (National Productivity Organization, NPO) も繊維セクターで類似の活動を実施している。本プロジェクトの全体期間は 2 年間と小規模であることから、これら機関の経験・知見・教訓を最大限活用し、支援の重複を避けつつ効率的な案件実施を行うことに留意する。具体的には、プロジェクト開始直後にこれ

ら機関と面談を行い、必要な情報収集を行うとともに、プロジェクト実施期間中も定期的に意見交換することが望ましい。また、民間企業経営者にとって魅力的な省エネルギー活動の導入例を創り、それを産業界に広く提供し、製造業における省エネルギー推進に貢献することを視野において活動を行うことに留意する。

### (3) 対象企業の選定

本プロジェクトでは、対象とする業種を鋳造業および熱間鍛造工程を持つ自動車部品製造業とし、対象企業数（モデル工場数）を10社とすることでSMEDAと合意している。SMEDAから現時点で提示されている対象企業候補リスト（配布資料）には33社が挙げられており、プロジェクト開始後に、SMEDA、PFA、PAAPAMと協議・意見交換し、対象企業10社を選定することとしている。対象企業の選定基準については、①エネルギー消費量、②工場の生産規模、③経営者の省エネルギー活動への投資の積極性、④省エネルギー技術を理解して導入する技術力、等に留意し、プロジェクト開始後にSMEDA、PFA、PAAPAMと協議しながら設定することとしている。上記を参考に、選定基準案をプロポーザルで提案すること。なお、本プロジェクト開始から数か月遅れて、同じ機構の技術協力プロジェクトである「パキスタン自動車部品製造業技術移転プロジェクト」が開始される予定である。同プロジェクトでもSMEDAを実施機関とし、対象企業もPAAPAM会員企業から選定される予定であることから、プロジェクト開始後にSMEDA、PAAPAMと十分に協議・調整の上、対象企業の選定基準を策定し選定を行うこと。

### (4) ESCOの育成

パキスタンにおける省エネルギーに関するコンサルティング業務は、2006年に制定された“National Energy Conservation Policy”や、同年に開始されたGIZ支援によるプログラムを契機に始まった比較的新しい分野であり、これまでのGIZやJICA専門家等によるESCOへの支援の結果、測定機器を使いエネルギー分析を行い、改善提案を行うことが可能となっている。しかし、技術力は十分であるとは言えないことから、本プロジェクトにおいて、選別されたESCOをプロジェクトの協力活動に巻き込むことにより、ESCOの技術力を高め、以って当該ESCOが高度なエネルギー分析や改善提案の作成ができるように指導することが期待されている。また、プロジェクト終了後、協力活動の成果をSMEDAが普及するにあたってESCOは重要な役割を果たすことに留意が必要である。このため、プロジェクト終了後、ESCOが自立して省エネルギー診断およびコンサルティングを行うことができるように能力強化を図るための協力期間中の具体的な取組み（ESCOに対する測定機器の使い方やエネルギー分析手法の指導、企業への改善提案事例等に関するワークショップの実施、JICA専門家チームに同行し企業を訪問する等のOJT、ESCO向けの企業指導マニュアル作成等）についてプロポーザルに記載すること。

### (5) 基本的技術情報の入手

対象となる工場では電気回路図、ガス・熱配管図など基本的な技術情報を揃え

ていないことが多く、また入手できたとしてもその信頼性に欠ける場合も十分に想定される。プロジェクトの活動計画を作成する際には、これら情報の入手、検証等にかかる時間も考慮すること。

(6) エネルギー測定機器の調達

本プロジェクトではエネルギー測定機器を 5 セット調達することとしている。プロジェクト終了後は SMEDA 所有の機材として、SMEDA から ESCO に有料で貸与することを想定しており、長期間に亘って使用することが想定されることから、継続的なアフターサービス（取扱い説明、修理、校正等）が必要となる観点から現地調達を行う予定である。なお、現地販売代理店から入手した参考見積もりは配布資料のとおりであり、いずれも納期が 10 週間とされている。測定機器はベースラインデータ収集に必要となることから、プロジェクト開始後すぐに現地調達手続きを開始し、機器の納品までの間にエネルギー効率管理チームの立ち上げ、対象企業の選定、活動計画策定等の準備作業を行うことが必要である。

(7) SMEDA の役割

SMEDA 職員が省エネルギー診断の技術を身に付け、企業に対し直接技術指導を行うことは想定されていない。本プロジェクトを通じ、SMEDA のエネルギー効率管理チームの職員は、ESCO 等の省エネルギー技術者を企業において効果的に活用させるための管理手法を習得しつつ、企業支援のファシリテーター役としての能力が向上することが期待されている。またプロジェクト終了後は、プロジェクトを通じて得た技術的知見を基に、ESCO や PFA、PAAPAM とともに企業に対し「優良事例パッケージ（対象企業 10 社での活動をもとに優良事例を取りまとめた資料）」を活用した省エネルギーに係る普及活動を推進していくことが望まれる。言わば、SMEDA が企業に対する省エネルギー活動の啓発・促進の役割を担い、ESCO が省エネルギー診断・コンサルテーションを企業に対して直接実施する役割を担ってゆくことが想定されている。この観点を考慮した SMEDA の能力向上策について、プロポーザルに記載すること。

(8) 電力セクター改革プログラムローンとの連携

機構はパキスタンの電力セクター改革を支援するため、世界銀行・アジア開発銀行と共にセクタープログラムローンを実施中である。省エネルギー制度構築は改革項目の一つであり、併せて改革項目の実施を促進するための技術支援も実施している。ついては、本プロジェクト実施の中で得た有用な情報や、省エネルギー分野の制度構築に関するアイデアの提供など、本プロジェクト実施中に上記案件との情報交換等の連携を図ること。

(参考 URL) [http://www.jica.go.jp/press/2014/20140604\\_01.html](http://www.jica.go.jp/press/2014/20140604_01.html)

(9) 労働災害防止と安全衛生の確保

対象となる工場の現場では労働災害防止策、安全衛生対策が採られていない場合が多く、また来訪者のための安全帽、安全靴、安全ゴーグル、上衣など用意されていないことが普通である。労働災害を未然に防止するため、エネルギー

効率管理チームは安全行動ガイドラインを定め、チーム構成員に対しその遵守を周知徹底させるなどの安全対策が必要である。

## 6. 業務の内容

### (1) ワーク・プランの作成・協議

プロジェクト実施の基本方針、方法、業務工程計画書等を作成し、これらをワーク・プラン（案）（英文）に取りまとめる。同プランを基に、パキスタン側関係者と協議、意見交換し、プロジェクトの全体像を共有する。また、各業務の現状と課題を踏まえた上でその修正版を作成し、パキスタン側関係者と協議、意見交換後、ワーク・プランとして取りまとめ、合意する。

### (2) エネルギー効率管理チームの結成

本プロジェクトを実施するためのエネルギー効率管理チームを SMEDA ラホール本部の産業支援及び環境・事業持続性室 (Industry Support and Environment & Business Sustainability Cell; IS&EBSC) 内に立ち上げる。メンバー構成は、JICA 専門家チーム、SMEDA 職員及び、選定された複数の（計 4 社程度）ESCO となる。その際、SMEDA カラチ支部との役割分担も確認する。

### (3) エネルギー測定機器の調達

工場内データの収集に必要となるエネルギー測定機器の現地調達に関し、詳細計画策定調査時に現地販売代理店から入手した見積もり情報を参考に機材仕様を確定し、プロジェクト開始と同時に手続きを開始する。品目及び数量は配布資料にあるとおり。機材調達にあたっては、「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン（2012 年度 4 月版）」に従って手続きを行う。

### (4) ESCO の情報収集、選定

ESCO の選定に際し、GIZ とも情報交換のうえ、ラホール市及びカラチ市に所在する ESCO に関する情報収集（人員・実績・技術力等）を行う。その情報をもとにエネルギー効率管理チーム内で協議後、同チームの一員として活動していく ESCO を選定する。なお、選定された ESCO に対する経費支払いについては、SMEDA や GIZ とも協議の上、ESCO の育成を行うという観点から、必要最低限の経費（日当・宿泊費・交通費等の実費）を本契約にて支出することを想定している。本経費に係る扱いは別見積とする。

### (5) 対象企業の選定

対象企業選定のための選定基準について、エネルギー効率管理チーム、PFA、PAAPAM と協議し策定する。すでに SMEDA が作成した対象企業候補リスト 33 社をもとに、必要に応じリストの見直しを行うとともに、質問票の作成・回収、企業訪問による現地調査、経営者面談、等を行い、対象企業の選定に必要な企業情報を収集する。その後、選定基準に従い対象企業 10 社を決定する。

### (6) ベースライン調査、分析

対象企業 10 社に対し、工場内の基礎的データ・図面、電力使用データ、電気料金、工場設備・製品等に関してエネルギー効率管理チームとともにベース

ライン調査を実施し、収集したデータを分析のうえ、診断書及び改善提案を取りまとめる。取りまとめ後、対象企業に対し調査のデータ分析結果を個別に説明し、改善のための提言および助言を行う。提言を採択するか否かは企業独自の判断のため、提言にあたっては、効果発現までの期間及び費用対効果の観点から可能な限り複数の選択肢（新規機材導入・省エネ機材更新・既存オペレーション改善等）を提示する。

(7) 第2次データ収集、分析

対象企業10社に対し、エネルギー効率管理チームとともに第2次データ調査を実施し、分析・診断を取りまとめる。なおベースライン調査と第2次データ調査の間は2ヶ月程度の期間を設けることが望ましい。第2次データ調査を行った個々の企業に対し、第2次データ調査の分析結果を説明するとともに、今後の提言・助言を行う。

(8) 第3次データ収集、分析

対象企業10社に対し、エネルギー効率管理チームとともに第3次データ調査を実施し、分析・診断を取りまとめる。なお、第2次データ調査と第3次データ調査の間は4ヶ月程度の期間を設けることが望ましい。提言に基づき対象企業が実行した改善結果をデータで示し、改善効果を整理する。

(9) 優良事例パッケージの作成

対象企業10社での活動をもとに優良事例を取りまとめ、対象企業以外の企業に対するプレゼンテーション用資料（「優良事例パッケージ」）を作成する。それらを SMEDA のホームページ上に公開するとともに、SMEDA が PFA や PAAPAM を通じ広報活動を行う際に利用するものとする。なお、企業のデータを紹介する際、その企業の了解を事前に取り付けることとする。

(10) 成果普及セミナー開催

上記(9)で作成したプレゼンテーション用資料をもとに、SMEDA とともに成果普及セミナーを開催する。開催場所はラホール、カラチの2都市で1回ずつとし、対象者は、SMEDA と協議の上、PFA、PAAPAM 会員企業を中心に広く案内する。(各回50社程度を想定、本件に係る費用は本見積とする。)なお、エネルギー効率管理チームとして活動した ESCO も本セミナーに参加し、活動内容を発表することとする。

(11) 企業指導マニュアル

対象企業での企業診断活動をもとに、プロジェクト終了後に ESCO が企業指導を行うにあたってのマニュアルを作成する。

(12) 国別研修

本プロジェクトでは、SMEDA 職員を対象にした国別研修を予定している。研修内容は、製造業における省エネルギー技術普及に関する内容とし、プロポーザルで具体的な研修内容及び期待される効果、並びに研修実施場所等を提案すること。なお、同研修は、現時点では、パキスタン側の参加者は計4名、



それぞれ 2 週間の研修を想定しており、これを基に「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン」に基づき必要経費の積算を行うこと（研修実施部分のみを本契約に含める予定）。本件に係る費用は本見積とする。

(13) プロジェクト進捗モニタリング

1) Monitoring Sheet によるモニタリング

機構所定の Monitoring Sheet を SMEDA と共同で作成し、プロジェクトの進捗状況を確認する。プロジェクト開始時に SMEDA とともに R/D 署名時に合意した PDM、PO からの変更の有無を確認し、それを踏まえ Monitoring Sheet Ver.1 を作成する。その後はプロジェクト開始から 6 か月ごとに、Monitoring Sheet によるモニタリングを SMEDA と共同で行う。

2) 合同調整委員会の開催

SMEDA 長官が議長を務める合同調整委員会 (Joint Coordination Committee; JCC) を最低年 1 回開催し、プロジェクトの進捗・課題・予定を関係者間で共有する。またその内容を機構に報告する。

(14) プロジェクト業務進捗報告書の作成

業務開始から約 1 年後（2016 年 1 月末を想定）までの活動について、プロジェクト業務進捗報告書としてとりまとめ、JCC で報告する。また、各業務の現状と課題を踏まえた上で、必要に応じワーク・プランの修正版を作成し、パキスタン側関係者と協議、意見交換後、ワーク・プラン（修正版）として取りまとめ、合意する。

(15) プロジェクト業務完了報告書の作成

プロジェクト全期間の活動内容をプロジェクト業務完了報告書に取りまとめ、JCC で報告する。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、プロジェクト業務進捗報告書、プロジェクト業務完了報告書とし、プロジェクト業務完了報告書には (2) の技術協力成果品を添付するものとする。

報告書名	提出時期	部数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後 10 営業日以内	和文：5 部
ワーク・プラン	業務開始から約 2 か月後	英文：5 部
プロジェクト業務進捗報告書	業務開始から約 1 年後 (2016 年 1 月下旬)	和文：5 部 英文：5 部 CD-R：3 枚

プロジェクト業務完了報告書	契約終了時	和文：5部 英文：10部 CD-R：3枚
---------------	-------	----------------------------

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、機構とコンサルタントで協議、確認する。

1) ワーク・プラン記載項目（案）

- a. プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b. プロジェクト実施の基本方針
- c. プロジェクト実施の具体的方法
- d. プロジェクト実施体制（JCCの体制を含む）
- e. PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- f. 業務フローチャート
- g. 要員計画
- h. 先方実施機関便宜供与負担事項
- i. その他必要事項

2) プロジェクト業務進捗報告書／業務完了報告書記載項目（案）

- a. プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b. 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- c. プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- d. プロジェクト目標の達成度
- e. 上位目標の達成に向けての提言
- f. 次期活動計画（業務進捗報告書のみ）

添付資料（和文報告書に添付する資料は英文でも構わない。）

- ・ PDM（最新版、変遷経緯）
- ・ PO、Monitoring Sheet
- ・ 業務フローチャート
- ・ 専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
- ・ 本邦研修実績
- ・ 供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- ・ 合同調整委員会議事録等
- ・ その他活動実績

注）上記2）d. e.及び機材引渡しリストは、業務完了報告書のみ記載。

(2) 技術協力成果品等

以下の資料を提出する。なお、提出に当たっては、プロジェクト業務完了報告書に添付して提出することとする。

- 1) 企業向けプレゼンテーション用資料（優良事例パッケージ）：SMEDA が活用
- 2) 企業指導マニュアル：ESCO が活用

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して機構に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、機構に報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ 業務フローチャート

### 【第3 業務実施上の条件】

#### 1. 業務工程計画

本業務は年次に分けて、契約期間を2015年2月上旬～2017年2月上旬の約2年間とする。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務量の目途

約42.0M/M

##### (2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な業務従事者の構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案することとする。なお、3)は、機械工学分野以外の専門家の配置とすることも提案可能とする。

- 1) 総括／電気工学分野 (2号)
- 2) 熱学／冶金分野 (3号)
- 3) 機械工学分野

#### 3. 対象国の便宜供与

- (1) カウンターパートの配置 (SMEDA ラホール本部およびカラチ支部)
- (2) 事務所スペースの提供 (SMEDA ラホール本部およびカラチ支部)

#### 4. 配布資料

- (1) パキスタン国中小企業技術指導専門家派遣 (省エネルギー診断) 業務完了報告書
- (2) パキスタン国産業セクターにおけるエネルギー管理プロジェクト詳細計画策定調査報告書
- (3) 対象企業候補リスト
- (4) エネルギー測定機器リスト

#### 5. 現地再委託

現時点では現地再委託業務は予定していない。

#### 6. 資機材調達

##### (1) コンサルタントに購入・輸送業務を委託する資機材

本業務では「エネルギー測定機器 (5セット)」の購入を予定している (購入された資機材は、当機構より受注者への貸与とする)。購入品目・仕様・参考メーカーは「配布資料 (4) エネルギー測定機器リスト」のとおりであり、現地調達とする (1500万円を上限とし、本見積とすること)。コンサルタントは、当機構の業務の一環として関連する会計規定を遵守した方法手段をとり、「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン (2012年度4月版)」に従って資機材を調達すること。

#### 7. その他留意事項

### (1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

### (2) 安全管理

1) パキスタン国内ではしばしばテロ対策として携帯電話サービスが停止することから、有事の安全対策として、コミュニケーションツールを複数確保し、無線 LAN 接続可能な携帯電話（スマートフォン）に加え、無線インターネット用のデータ通信端末（モバイルルーター、現地にて入手可能）等を用意すること。また、必要経費を見積書に計上すること。

2) 現地での業務実施に当たっては在パキスタン日本国大使館（必要に応じて、在カラチ日本国総領事館）、JICA パキスタン事務所と逐次情報交換、確認を行うとともに、連絡を密にとること。また、パキスタン国内での安全対策については JICA パキスタン事務所安全班の指示に従うこと。

3) 現地業務中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。

4) 宿舎については機構の安全基準を満たす必要があるため、確保に際しては JICA パキスタン事務所の指示に従い、必要な措置を講じなければならない。なお、グジュランワラ市内で活動を行う際はラホール市内のホテルに滞在し、グジュランワラ市内へ移動して業務を行うこと。

5) カラチ市内で活動を行う際は、以下の安全対策措置を講じることになっているため、必要経費を見積書に計上すること。なお、本措置にかかる経費は別見積とする。

ア セキュリティ会社からの武装警護を雇用し、車輦に同乗させる。

イ 使用する車輦はすべてランドクルーザータイプのものとする。

### (3) 一般管理費等の加算

本業務の対象地域は、治安面で十分安定しているとは言いがたい地域であり、通常とは異なる環境下での特殊な業務が必要とされる。このため、一般管理費等の率について 10% を上限として加算し、一般管理費等を計上することができるものとする。（イスラマバード市・アボダバード市を含むパキスタン全土における現地業務及び国内作業全体に係る一般管理費等について加算可とする）

以上